

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
該当団体数				20	9	9	8	16	16	10	0	0	4	9
鳥取県	鳥取市	鳥取市教育委員会学校教育課	0857-20-3356	○		○	○	○	○					http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1421801194854/index.html
鳥取県	米子市	学校教育課	0859-23-5434	○		○	○	○	○					http://www.city.yonago.lg.jp/9824.htm
鳥取県	倉吉市	教育委員会事務局 学校教育課 学務係	0858-22-8166	○	○	○	○	○						http://www.city.kurayoshi.lg.jp/p/gyousei/div/kyouiku/gakkou/syoutyuugakkoujiumutetsuduki/
鳥取県	境港市	学校教育課	0859-47-1085	○	○		○							http://www.city.sakaminato.lg.jp/index.php?view=1631
鳥取県	岩美町	教育委員会	0857-73-1301	○	○			○	○				○	http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?menuid=1142
鳥取県	若桜町	教育委員会事務局	0858-82-2213			○	○	○	○					
鳥取県	智頭町	教育委員会	0858-75-3112			○	○	○	○					
鳥取県	八頭町	学校教育課	0858-84-1231				○		○				○	
鳥取県	三朝町	教育総務課	0858-43-3510				○	○						
鳥取県	湯梨浜町	教育総務課	0858-35-5364		○		○	○						
鳥取県	琴浦町	教育委員会事務局 教育総務課	0858-52-1160	○	○		○	○	○					http://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2012121800559/
鳥取県	北栄町	教育委員会事務局教育総務課	0858-37-5870	○	○		○	○						http://www.e-hokuei.net/category_list.php?sid=4755&listmode=
鳥取県	日吉津村	教育委員会	0859-27-5956				○	○	○					
鳥取県	大山町	学校教育課	0859-54-5211				○	○					○	
鳥取県	南郷町	教育委員会事務局 総務・学校教育課	0859-64-3787	○	○		○	○						http://www.town.nanbu.tottori.jp
鳥取県	伯耆町	教育委員会事務局 総務学事室	0859-62-0927		○		○	○	○					
鳥取県	日南町	教育課	0859-82-1118										○	
鳥取県	日野町	教育委員会事務局	0859-72-2107		○	○								
鳥取県	江府町	教育振興課	0859-75-2223					○						
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	学校教育課	0859-23-5434	○		○	○	○	○					http://www.city.yonago.lg.jp/9824.htm

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				目安額	課税所得等の分類	基準額の時期
	該当団体数	14	14	12	14	13	14	11	7	11	12	8	9	10	11	8	3	0	0	5						
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	342	15%未滿	
鳥取県	米子市														○						1.2	課税所得	前年度	300	25%未滿	
鳥取県	倉吉市																○				1.3	課税所得	前年度	320	15%未滿	
鳥取県	境港市	○																○			1.3	課税所得	前年度	394	20%未滿	
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	260	10%未滿	教育委員会、学校、民生委員で構成した認定会で認定の有無を協
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○			○				○	○	○					1.3	その他	前年度	292	25%未滿	
鳥取県	智頭町	○	○		○	○	○								○						1.5	課税所得	前年度	322	15%未滿	
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	244	20%未滿	
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					15%未滿	学校納付金の納付が困難な者、被服、学習用品等に不自由している者又は、生活状態が悪いと認められる者
鳥取県	湯梨浜町		○		○		○													○					10%未滿	教育委員会が特に必要と認める場合。
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未滿	
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					10%未滿	中心を得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認められるもの。
鳥取県	日吉津村																○				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	398	10%未滿	
鳥取県	大山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未滿	
鳥取県	南郷町														○						1.5	給与収入(税引き前)	前年度	350	10%未滿	
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未滿	
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未滿	
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未滿	
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					15%未滿	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたものの係数(倍率):1.5【基準根拠:課税所得、前々年度(目安額)年額:300万円】
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合														○						1.2	課税所得	前年度	300	20%未滿	

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等での状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援
	該当団体数	1	0	7	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	鳥取市	○					○				○										
鳥取県	米子市			○																	
鳥取県	倉吉市																				
鳥取県	境港市																				
鳥取県	岩美町			○																	
鳥取県	若桜町			○																	
鳥取県	智頭町			○																	
鳥取県	八頭町			○																	
鳥取県	三朝町																				
鳥取県	湯梨浜町																				
鳥取県	琴浦町																				
鳥取県	北栄町																				
鳥取県	日吉津村																				
鳥取県	大山町																				
鳥取県	南部町			○																	
鳥取県	伯耆町																				
鳥取県	日南町																				
鳥取県	日野町																				
鳥取県	江府町																				
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合			○																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を確認判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度		ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
	該当団体数	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取県	鳥取市																							
鳥取県	米子市																							
鳥取県	倉吉市			○																				
鳥取県	境港市		○																					
鳥取県	岩美町																							
鳥取県	若桜町																							
鳥取県	智頭町																							生活扶助基準の見直しによる影響が出ないよう対応について、申請者の申出影響が及ぶ事がないとの対応を行っているが、申請者の申出影響が及ぶ事がない事象については対応を検討する。
鳥取県	八頭町																							
鳥取県	三朝町																							
鳥取県	湯梨浜町																							
鳥取県	琴浦町																							
鳥取県	北栄町																							
鳥取県	日吉津村		○																					
鳥取県	大山町																							
鳥取県	南部町																							影響がなかったため必要なかった。
鳥取県	伯耆町																							
鳥取県	日南町																							
鳥取県	日野町																							
鳥取県	江府町																							
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合																							